論文の内容の要旨

論文題目

「保護する責任」概念と冷戦後の国際/グローバル秩序論 ----立憲主義的な国際秩序構想から機能主義的な国際秩序構築へ----

氏 名 髙澤洋志

本稿は、保護する責任 (R2P) 概念をめぐる言説/実践の展開を同時代史的に追跡し、同概念の制度化の進展を分析・考察することで、冷戦後の「望ましい国際秩序」をめぐる議論 (国際秩序論)の変遷、つまり、国際/グローバル秩序論の変遷の短期的ダイナミズム (動態)の一端を明らかにした。現在、国際秩序/認識の変動がいかなる深度・速度で、いかなる方向へ進展しつつあるのかは不透明である。この不透明さの淵源は、一方で、現実世界そのものが混迷を深め、既存の秩序では対処が難しくなっていること、他方で、現実世界と合致する秩序認識の再構築が必要であるにもかかわらず、国際政治学では国際/グローバル秩序の動態及び実態を把捉するための視座やアプローチが十分に発達していないことにある。本稿は R2P 概念に焦点を当てた単一事例の研究であり、その射程及び結論とインプリケーションの妥当性には一定の限界がある。ただし、同概念の展開は、国際秩序論の変遷の核心と方向性を顕著に反映する「重大な事例」と考えられる。また、「同概念をめぐる多主体間の政治過程を通時的に分析する」という本稿の手法は、既存の国際/グローバル秩序論において未開拓な研究領域・視座・アプローチを提示し、今後の研究の発展に貢献し得る。

上記を背景に、序章では「R2P概念の展開の追跡・分析を通して、冷戦後の国際秩序論の 動態を可視化する」という限定的な目的を設定し、同概念と国際秩序論の連動を通時的に分 析・考察するための分析枠組みを提示した。それは、「三つの国連(加盟国、事務局、市民社会)、三つの時期(萌芽期、論争期、推進期)、三つの系譜(正戦/介入論、ガヴァナンス論、紛争予防論)」から成る枠組みである。また、本稿は、R2P 概念の展開を追跡・分析する際の基本的なアプローチとして「戦略的ナラティブ論」を参考にするとともに、同概念の展開の含意を明確化する上で必要な「概念セット(国際秩序/グローバル秩序、国家主権、国際立憲主義/国際機能主義)」を分析概念として導入した。上述の分析枠組み、アプローチ、概念セットを用い、R2P 概念の展開が反映する「望ましい国際秩序をめぐる多主体間の政治闘争」を解明するという研究は、先行研究には存在しない。特に本稿の重要な成果の一つは、先行研究が十分に着目していない「紛争予防論の系譜」を分析枠組みに組み込むことで、R2P 概念の展開及びそれと連動する国際秩序論の動態に対する一定の明確な見通しを得られた点にある。

本稿から得られた国際秩序論の変動の方向性、及びその変動の深度に対する見通しは、以下の通りである。まず、第一章で、冷戦終結から 2001 年までの「萌芽期」を分析した。この時期には、介入と国家主権に関する国際委員会 (ICISS) という「第三の国連 (市民社会)」が中心となって「正戦/介入論」を基軸とする R2P 概念の理解が形成され、その理解には国家間関係及び国際環境の立憲化を推進する「立憲主義的な国際秩序構想」が色濃く反映されていた。ただし、ICISS の提示した R2P 概念は、正戦/介入論に限定されず、90 年代に着目された人道危機への対処策、すなわち「正戦/介入」「(グッド) ガヴァナンス」「紛争予防」という三つの方策に係る議論を継受し、それらを縒り合せた概念であった。つまり、同概念は当初より、上記の三つの議論の系譜を基盤とし、それらの系譜間で論争が生じる可能性を内包していた。さらに、同概念を「望ましい国際秩序」をめぐる議論の表出として見れば、「ガヴァナンス論」と「紛争予防論」の系譜には、立憲主義的な国際秩序の(再)構築の志向のみならず、機能主義的な国際秩序の(再)構築という志向も内在していた。要するに、R2P 概念は元来、異なる議論の系譜及び異なる秩序構想を輻輳的に縒り合せた概念であった。

第二章では、2001年に ICISS 報告書が提出されてから 2009年に R2P を主題とする初の国連事務総長報告書が提出されるまでの「論争期」を分析した。この時期は、R2P概念をめぐる議論・実践がいかに展開していくか不透明だった時期である。ただし、2005年世界サミット (WS) での成果文書の採択は、R2P概念に対する国際的な共通理解の形成上、重要な契機となった。WS に至る過程では、「第一の国連 (加盟国)」が中心となって成果文書の交渉を行い、結果的に、ICISS 報告書の国際立憲主義的な要素は大幅に削ぎ落とされ、「ガヴァナンス論」を基軸とする共通理解が示された。また、成果文書をめぐる政治過程の結果、同文書に「紛争予防論」の要素も埋め込まれた点は重要である。実際、WS後は「第二の国連(事務局)」が中心となり、「国連の早期警報能力の構築」に向けた取り組みが進められ、紛争予防論に沿った R2P 概念の制度化が進展した。このように論争期の展開は、同概念の重心が「正戦/介入論からガヴァナンス論及び紛争予防論へ」と移され、国際秩序の

再構築の方向性が「立憲主義的な国際秩序構想から機能主義的な国際秩序構築へ」と転換されたことを示唆している。

ただし、論争期は R2P 概念の展開の見通しが不透明だったため、その後の展開を分析しなければ、冷戦後の国際秩序変動の方向性及び深度も不明確なままである。そこで、第三章では、2009 年以降の「推進期」の展開を分析した。推進期には「第二の国連」が中心となって R2P 概念の議論及び実践・制度化を牽引し、その結果、「紛争予防論」を基軸とする共通理解が主流化してきたことが明らかとなった。この展開は、論争期の展開を勘案すれば、WS 後、国連事務局を中心に進められた取り組みが顕在化してきたことを示している。つまり、WS 成果文書はガヴァナンス論を基軸としながら、紛争予防論の要素も織り込んだ R2P 概念を提示したが、その後、論争期から推進期に亘る国連事務局の取り組みの結果、寧ろ紛争予防論を中心に R2P 概念の具現化が進展してきたのである。さらに、推進期の議論と実践・制度化の展開、そして紛争予防論の主流化が意味するのは「機能主義的な国際秩序構築」の前景化である。本稿の分析・考察を通じ、冷戦後の国際秩序論の方向性は、立憲主義的な国際秩序構想から機能主義的な国際秩序構築に転換されたことが明確になった。

以上のように、冷戦後の R2P 概念の展開が示すのは、「機能主義的な国際秩序構築」の方向性であり、現在、紛争予防論を中心に同概念の実践・制度化が推進されている。この方向性は、ICISS 報告書が示した立憲主義的な国際秩序の再構築という方向性からの転換を意味し、一見、冷戦後の国際秩序論は、既存の秩序を機能主義的に補完・強化していく方向に舵を切ったとも捉えられる。別言すれば、「主権国家体系それ自体」の再構築を含意していた ICISS 報告書の秩序構想を後景化する一方、主権国家体系に必要最小限の修正を加え、「国家間のパワー分布」や「秩序の構成主体」の変化といった、より表層的な変動を既存の秩序の枠内で制御するという国際秩序論が共有されたとも理解し得る。ただし、現在の R2P 概念の制度化が単に既存の国際秩序の補完に止まるか否かは、慎重な検討を要する。なぜなら、「早期警報体制の発展」を中心とする同概念の制度化は、事実上、国際的な行政権力の拡大を含意し、既存の国際秩序を補完するという表層的な変化に止まらず、同秩序の根本的

そこで、第四章では、理論的な視座から、R2P 概念の展開に内在する国際秩序変動の深度とその内実を再考した。その際、本稿は、国境を越えて作用する「超国家権力」の発展に着目した。なぜなら、現在の早期警報体制の発展は、必ずしも体系的(ハード)な制度化を伴わないネットワーク化ないしソフトな制度化であり、後者が国際秩序の動態に及ぼす影響を洞察するには、多様な主体の形成するネットワーク(制度)内で作用する権力に着目する必要があるからである。本稿では、主にフーコーの議論に依拠し、紛争予防論を基軸とする R2P 概念の理解が「超国家的な規律権力」の発展を含意することを示した。さらに、同権力の発展が様々な問題を孕むとともに、非国家主体の役割・機能の強化、主権国家の地位の相対化・序列化、そして多様な主体から成る垂直的・階層的な国際/グローバル秩序の(再)構築に繋がり得ることを指摘した。つまり、現在の R2P 概念の制度化は、国際秩序

な変動を促す可能性があるからである。

の根本的な変化を促す可能性があるのである。本稿の指摘はあくまで理論上の仮説に止まるが、現在の国際秩序論の方向性と深度、その帰結として構築され得る国際/グローバル秩序の内実に対する一定の見通しが得られた。

以上から得られるインプリケーションとして、第一に、R2P 概念は多面的・輻輳的な概念であり、同概念が議論される言説空間や文脈、議論を牽引する主体の変化に連動して、その内容や力点が揺れ動き、国際/グローバル秩序の再構築の方向性や内実も変動し得る。それ故、本稿は、冷戦後四半世紀の展開から現在の国際秩序論の方向性を可視化したが、その方向性が再度、転換される可能性は排除されず、今後も本稿の分析枠組みを用い、研究を継続することには意義がある。第二のインプリケーションは、国際政治学の国際/グローバル秩序論には、帝国論とグローバル・ガヴァナンス論の間に位置付けられる未開拓の研究領域があるということである。それは超国家的な規律権力に着目し、グローバルな監視・規律に関わる行動様式・規則・制度・理念の形成・普及を通じて国際秩序が組み替えられていく過程を解明する研究である。近年、フーコーの議論を応用した研究は増えつつあるが、明確に規律権力に着目した研究は過少である。換言すれば、これまで規律権力への着目が不十分だったが故に、R2P 概念に付随する早期警報体制の発展、同概念に内在する紛争予防論の系譜、そして同概念と国際秩序論の連動が看過されてきたとも考えられるのである。